

就労誓約書（兼退所届）

☐ 新規入所者

現在、私は就労していませんが、保育所入所の承諾を受けた場合、入所後 2 ヶ月（2 ヶ月目が土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）以内に就労証明書等を提出し、期日内に就労することを誓約します。

☐ 継続入所者

私は退職後、2 ヶ月（2 ヶ月目が土曜・日曜・祝日の場合は、前開庁日）以内に就労証明書等を提出し、期日内に就労することを誓約します。

【退職日： 月 日、退職の 2 ヶ月後の日： 月 日】

期日までに就労証明書等を提出しなかった場合には、期日をもって在園児を退所させます。

また、就労開始日から 1 ヶ月後において、就労の実態（月 64 時間以上）が確認できなかった場合においても、その日をもって在園児を退所させます。

なお、この件に関しては一切の異議申し立てをいたしません。

記

年 月 日

長岡京市福祉事務所長 様

〒

住 所

就労予定者氏名

㊞

電 話

児童氏名	生年月日	利用中の保育施設名
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※ 求職中の要件での申し込みは年度内 1 回限りとし、在園児が年度内に求職要件で保育が実施されていた場合、求職での申し込みはできないものとする。